

子どもを真に大切に社会的実現を

受動喫煙は子どもを虐待することだと気付いてほしい

加治正行 静岡市保健所長・小児科専門医

はじめに

現代は「子ども受難の時代」と言えるかもしれません。虐待を受ける子どもの数は増え続け、様々な事故や事件に巻き込まれる子どもたちも跡を絶ちません。そして、一見平穏な家庭の中にも子どもたちにとっての脅威が潜んでいます。それはタバコの煙です。

「タバコは毒の缶詰」と言われるように、タバコの煙には約250種類の有害物質が含まれており、家庭内に喫煙者がいれば、子どもたちは日

常的に「毒」を吸わされることになります(写真)。

最近では子どもや家族の前では吸わないように配慮する親御さんも増えてはいますが、今でも多くの子どもたちが家庭で受動喫煙の被害を受けているのが実情です(図)。

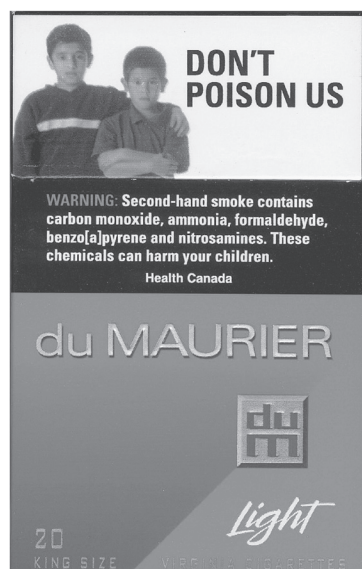
受動喫煙は子どもへの虐待

タバコの煙は、ごくわずかな量でも健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっており、今では「受動喫煙に安全レベルはない」(米国公衆衛生総監報告書)とされています。

特に子どもは大人に比べて体重当たりの呼吸量が多いことや、有害物質を解毒・排泄する能力が未熟なことなどから、大人に比べて受動喫煙による健康被害を受けやすいことが知られています。

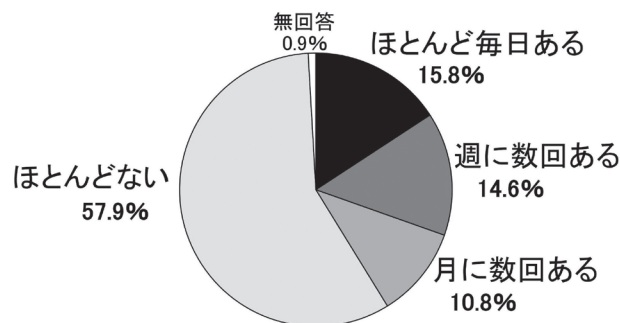
ちなみに世界保健機関(WHO)は2010年、受動喫煙による死者が世界で年間60万人に達し、そのうち16万5000人が5歳未満の子どものであると公表しており、子どもにとって受動喫煙は生命に関わる脅威と言えます。

受動喫煙があると、子どもは乳幼児突然死症候群、気管支ぜんそく、



【右写真】カナダのタバコパッケージのデザインの一つ。「ばくちたに毒をあげせないで 警告」副流煙には一酸化炭素、アンモニア、ホルムアルデヒド、ベンゾピレン、ニトロサミンが含まれています。これらの化学物質は子どもたちに害を及ぼします。」と書かれています。

【下図】中学生へのアンケート調査結果(静岡市2016年)。「あなたは家や自動車の中でタバコの煙を吸ってしまふことがありますか?」という質問への回答。



このように、受動喫煙は子どもの身体や知能、精神状態などに大きなダメージを与えるものであり、子どもにタバコの煙を吸わせるだけでも一種の虐待行為と言って過言ではありません。

私たち小児科医で構成する「日本

小児医療保健協議会・子どもをタバコの害から守る合同委員会」では、「受動喫煙は虐待である」との認識が広まることを願って、2018年春に2種類のポスターを作りました(16頁2枚のポスター)。これらは、日本小児保健協会、日本小児科学会のホームページからどなたでもダウンロードしてお使いいただけますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

(ダウンロード手順例: 日本小児保健協会のHPの最初の画面上で、左下コーナーにある「日本小児医療保健協議会」という文字をクリックすると、「日本小児医療保健協議会(四者協)」の画面が出ます。その中段付近の「子どもをタバコの害から守る合同委員会作成ポスターについて」の文字をクリックすると、ポスターが表示されます。)

受動喫煙から子どもを守るための施策(海外では)

現在では世界の55カ国で飲食店も含め不特定多数の人々が利用する建

海外諸国に比べて、わが国における受動喫煙防止対策、特に子どもを守るための対策は非常に遅れていましたが、最近になってようやく進展が見られるようになりました。

2017年10月に東京都で「子どもを受動喫煙から守る条例」が制定されました。これは都民の責務として、「受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、

受動喫煙から子どもを守るための施策（国内では）

また、子どもを乗せた自動車内を禁煙とする法律が、カナダやオーストラリア、イギリス、フランス、南アフリカ、キプロス、モリシヤスなどの国々や米国のいくつかの州などで施行されています。

台湾でも2009年制定の「煙害防止法」で、「妊婦または3歳以下の子どもがいる室内は禁煙」と定められており、これは個人の住宅でも同様です。

倍の500ユーロと定められています。

いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない」と定め、家庭内でも子どもがいる室内や子どもが同乗している自動車内で喫煙しないよう求めています。また、「保護者は——受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設——に、子どもを立ち入らせないよう努めなければならない」とも定められており、禁煙ではない飲食店に子どもを連れて入らないよう注意を促しています。

これらは罰則のない努力義務ではありませんが、都民一般ではなく、特に子どもを受動喫煙から守るという姿勢を明確に打ち出した点で画期的な条例です。

そして2018年3月には、広島県福山市で「子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」が制定されました。ここでも罰則はありませんが、「市民は——いかなる場所においても、子ども及び妊婦に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない」と定めています。

また、2015年に北海道美唄市

で制定された「受動喫煙防止条例」では、条例の名称に「子ども」という言葉は入っていませんが、第1条の「目的」の条文に「——未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け——」と書かれており、さらに第9条には「未成年者への配慮」が定められています。

これら先進的な条例制定にご尽力された方々に心より敬意を表しますとともに、このような動きが今後全国に広がることを期待しています。

昨今わが国の少子化が問題となっていますが、少子化があるうがなろうが、子どもこそ国の宝です。子どもを大切にしない国に未来はありません。今「子どもを守る」ことが日本社会の重要なテーマとなっています。事故や犯罪、虐待などから子どもたちを守ることはもちろんですが、タバコから子どもを守ることも真剣に考える必要があります。社会全体で子どもたちをしっかりと守り、大切に育てることが大人の最大の責任だと思えます。



「子どもをタバコの害から守る合同委員会」作成の2枚のポスター（上・右）。日本小児科学会等のホームページからダウンロードして、どなたでも利用できるようになっている。（実物はカラーポスター）



物内を禁煙とする罰則付きの法律を定めています。

これはもちろん、大人も子どもも含めて受動喫煙から守るための施策ですが、中には特に子どもや妊婦（胎児）を守る姿勢を打ち出している国もあります。

イタリアでは2005年に公共屋内空間での喫煙を禁止する法律が施行され、違反した場合は250ユーロ（約3万2700円）の罰金が課せられますが、もしもその場に子どもや妊婦がいた場合には、罰金が2